❷ 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○　作成に当たっては、「令和５年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の７ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例２】の記載例の書き方(14ページ)を参照して書いてください。

① **提出先、提出日、申告年分**（0□に「5」と書きます。）、**空白部分**（「確定」と書きます。）

② **住所**（居所・事業所等を含みます。）、**マイナンバー（個人番号）、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号**（市外局番から書いてください。）

③ **申告の種類**（土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。）

収入金額等　所得金額等

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「**公的年金等の源泉徴収票**」から、その「支払金額」欄の金額を収入金額等の「㋕雑（公的年金等）」欄に転記してください。

また、所得金額等の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和５年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページで求めることができます。

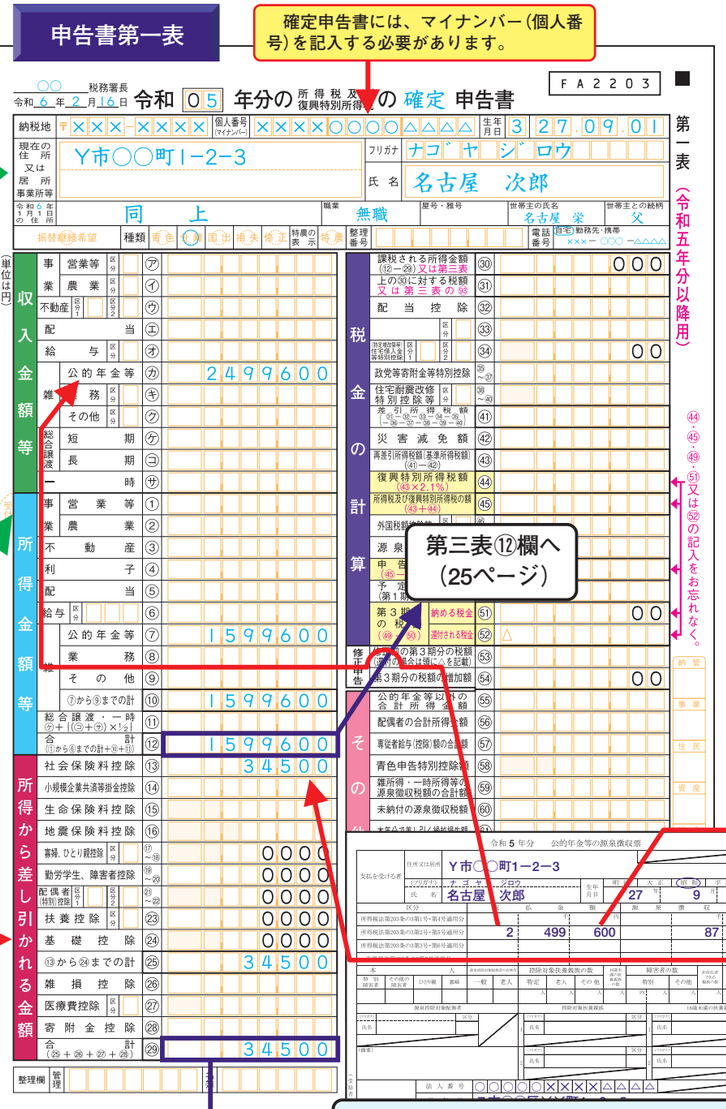

㉔基礎控除

この事例の**合計所得金額**(17、23ページ参照)は、次のとおり**2,500万円を超えていますので、「基礎控除」の適用はできません。**

「⑫総合課税の合計額」		「分離課税の所得金額」(※)		「合計所得金額」
1,599,600円	＋	32,882,532円	＝	34,482,132円

※　第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「㊾差引金額の合計額」欄の金額（又は「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」の3面の4の「C　差引金額」欄の金額の合計額）。

❸ 第二表を作成します。

○　作成に当たっては、「令和５年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の６ページも併せてご覧ください。

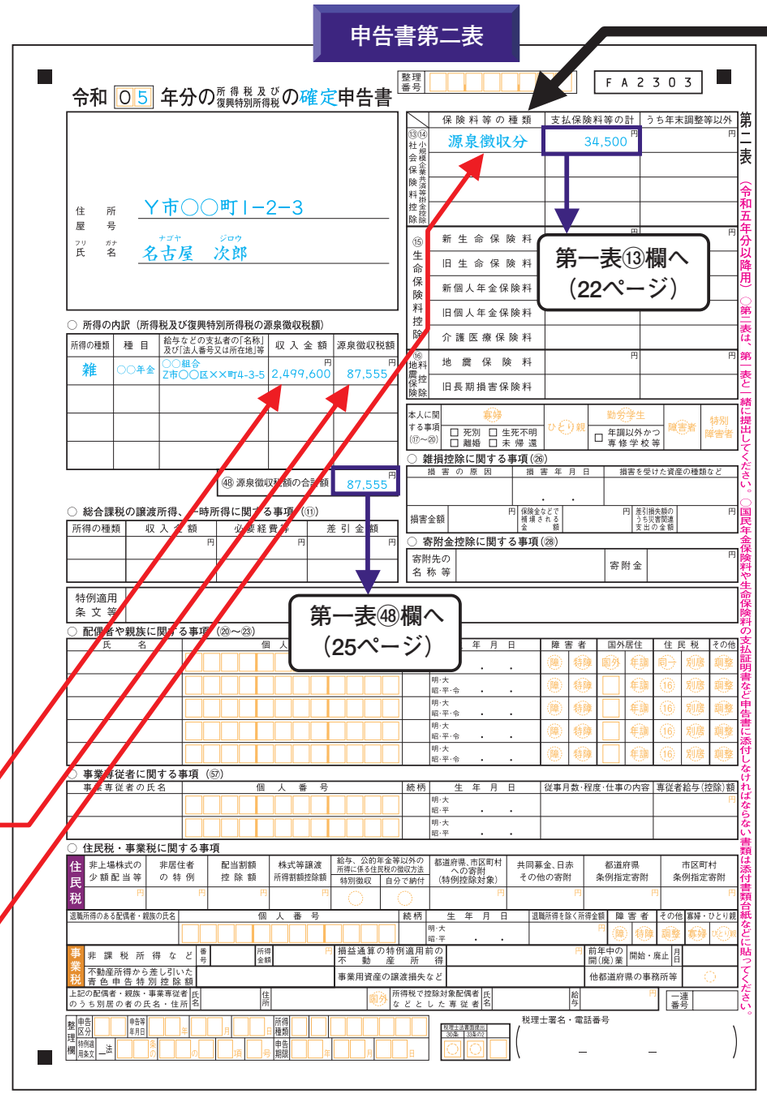

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの年金などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます(国民年金保険料及び国民年金基金の掛金については、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。)。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、**第二表**の「⑬社会保険料控除」の保険料等の種類の欄に、「**源泉徴収分**」と書いてください。

この事例では、あなた(土地、建物を売却された方）の**合計所得金額が1,000万円を超えているため、「配偶者(特別)控除」の適用ができません。**詳しくは、「令和５年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

☞ **合計所得金額とは・・・**

第一表の所得金額等「**⑫合計」欄の金額**に、申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます(17ページ参照)。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

❹ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○　所得から差し引かれる金額は、「令和５年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

事例３（記載例）

❺ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

特例適用条文
この事例では、所有期間が10年超(売却した年の1月1日において所有期間が10年を超えている場合)の「**居住用財産を売却した場合の軽減税率の特例(措法31条の3)**」(長期譲渡所得の軽課分)と「**居住用財産を売却した場合の3,000万円控除の特例(措法35条1項)**」の適用(36ページ参照)を受けていますから、「**特例適用条文**」欄の「**措法**」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。
なお、条文の「**項・号**」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

☞ 添付書類
これらの特例の適用を受ける場合には、それぞれ次の書類を「**譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)**」に添付して、「**確定申告書**」とともに提出しなければなりません(詳しくは、44ページ参照)。

(3,000万円控除の特例)
① 譲渡契約締結日の前日において、住民票に記載されていた住所と売却した居住用財産の所在地とが異なる場合は、**戸籍の附票の写し**など

(軽減税率の特例)
上記①のほか、
② 売却した居住用財産の**登記事項証明書**(44ページの(注)参照)

申告書第三表(分離課税用)(上部)

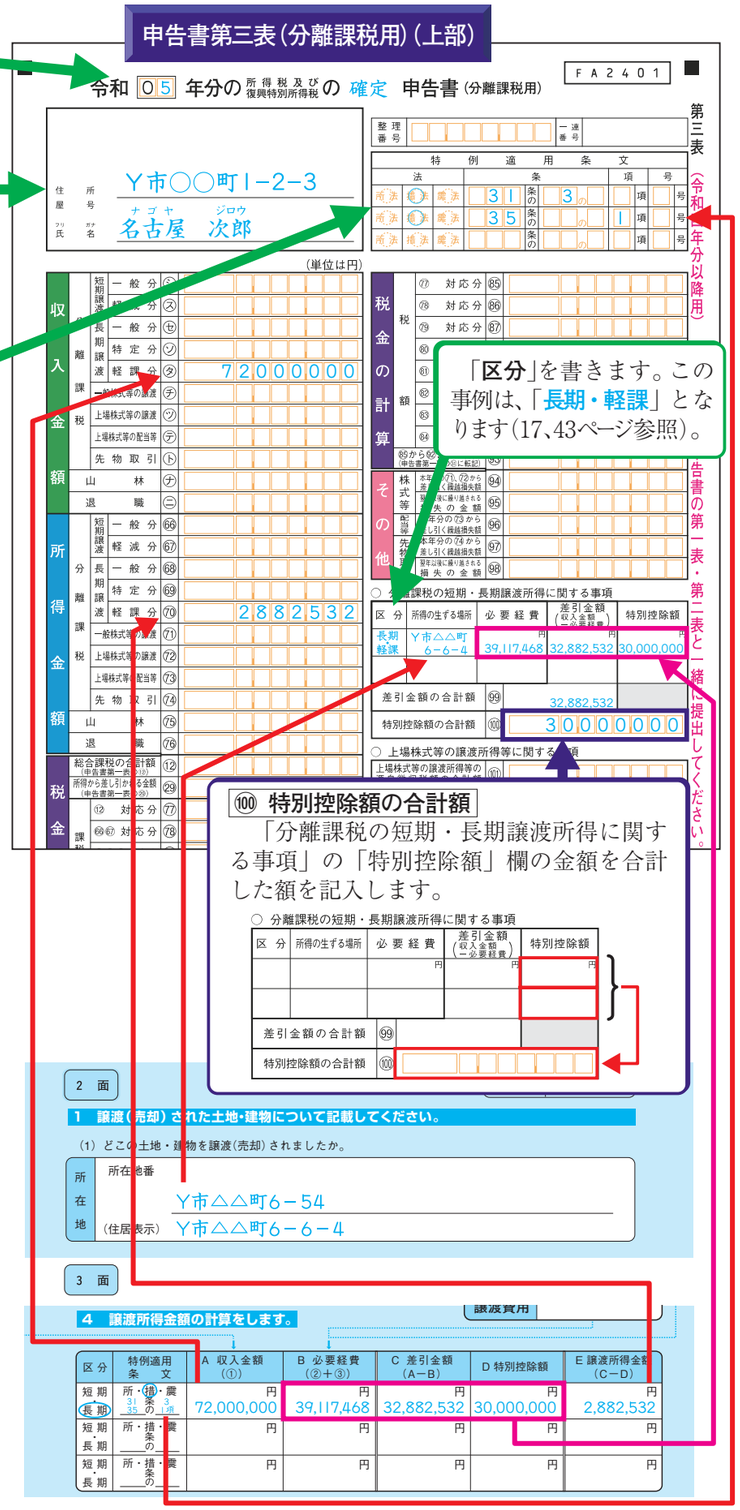

「区分」を書きます。この事例は、「長期・軽課」となります(17、43ページ参照)。

⑩⓪ 特別控除額の合計額
「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「特別控除額」欄の金額を合計した額を記入します。

❻ 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

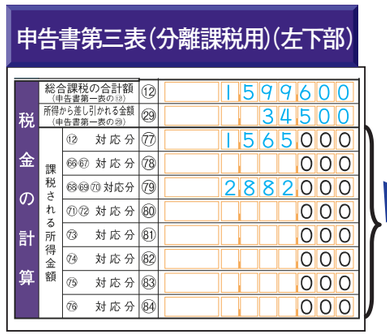

「課税される所得金額」の計算
左の「⑫**総合課税の合計額**」欄に転記した金額(1,599,600円)から「㉙**所得から差し引かれる金額**」欄に転記した金額(34,500円)を差し引いた残りの金額(1,565,000円)〔1,000円未満切捨て〕を㊼欄に書いてください。
また、**第三表**の**所得金額**「㊿**長期譲渡軽課分**」欄の金額は、1,000円未満を切り捨てて㊾欄に書いてください。

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

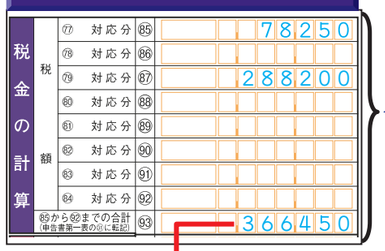

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額
42ページの「**3(2) 総合課税の所得金額に対する税額の計算表**」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(㊼欄)	所得税の税率	総合課税の所得金額に対する税額
1,565,000円	× 0.05	= 78,250円……(85)欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額
長期譲渡所得(軽課分)に該当しますから、所得税の税率は次のようになります(43ページ参照)。
① **課税される譲渡所得金額**が**6,000万円以下**の部分 → 10%
② **課税される譲渡所得金額**が**6,000万円を超える**部分 → 15%
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(㊾欄)	所得税の税率	分離課税の所得金額に対する税額
2,882,000円	× 0.1	= 288,200円……(87)欄に書きます。)

転記します。

❼ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「**令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右上部)

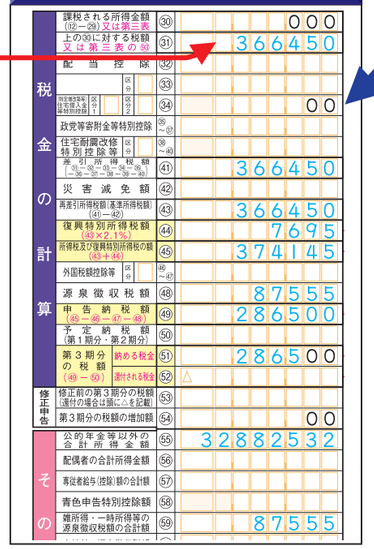

居住用財産を売却した場合の課税の特例(特別控除・買換え・軽減税率)と「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」の併用はできません(35ページ参照)。

☞ 振替納税
申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和6年3月15日(金)までに「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。また、「**令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の45ページも使用できます。)に必要事項を記入し、所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください(**e-Taxにより提出することもできます。**)。
※ 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、郵送で提出される場合は、業務センター宛に送付してください。
既に振替納税をご利用の方は、上記の依頼書を提出する必要はありません(転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、申告書第一表の「振替継続希望」欄を「○」で囲むことにより、引き続き振替納税を利用することができます。)。詳しくは、「**令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の2、7ページを参照してください。
なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。